事業No.7

事業カルテ

担当課	高齢施策課

事業名	高齢者交通費等助成事業
予算費目	款 3 項 1 目 4 事業 33 高齢者交通費等助成事業費

1 事業概要

根拠法令等	☐ 有（実施義務があるもの） ☐ 有（規定はあるが義務ではないもの） 法令等の名称 ☐ 無（法的根拠はないが、国、県等の指導、要請等に基づくもの） ■ 無（市独自の事業） 生駒市高齢者交通費等助成要綱
国／県の基準	☐ 有（国／県の基準（費用負担割合）どおり実施） ☐ 有（国／県の基準はあるが、市独自基準（費用負担割合）で実施） （国／県の基準） （市独自基準）
上位計画等の位置づけ	☐ 有 上位計画等の名称 ☐ 無
事業期間	事業開始年度 8 年度 ※裏面「5 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。 事業終了年度 ☐ 設定有り 年度まで ■ 終了年度の設定はない
他市の実施状況	☐ 他市では全く事例がない。 ■ 他市でも実施しているが事例は少ない。 ☐ 全ての市ではないが、多くの市で実施している。 ☐ 全ての市が実施している。 他市の状況（具体的に） ※別紙参照
国、県、民間での類似事業の有無	■ 無し ☐ 有り （ ☐ 国 ☐ 県 ☐ 民間 ）
目的・意図（期待できる効果）	（当該事業を実施することによって何をめざすのか） 生駒市生きいきクーポン券を高齢者・障がい者等に交付することによって、生活行動範囲の拡大と社会参加の促進、健康維持・増進、要介護者の福祉の増進を図る。
事業の概要（全体計画）	事業の対象 4月1日現在で住民登録があり年度内に71歳以上となる人 （対象数: 24,560人 ） 総事業費 （平成27 年度 ～ 令和 2 年度） 1,490,972 千円 高齢者の様々な状態像に合わせて使用できるよう、移動手段以外にも選択できる1人10,000円（500円×20枚）のクーポン券を対象者全員に配布する。 また今後、高齢者の増加に伴い当該事業費が年々増加することから、事業の継続的な実施のため、対象年齢を2年毎に1歳ずつ、最終的（令和8年度）に75歳まで引き上げる。

事業費（千円）A	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
内訳	需用費 760 役務費 1,107 委託料 1,128 扶助費 204,053 意識調査分 需用費 40 役務費 305 委託料 314	報酬 19 需用費 788 役務費 1,155 委託料 1,069 扶助費 212,030	報酬 57 需用費 7 委託料 253,233 (内扶助的経費 212,567 事務費 40,666) 扶助費 23,282	需用費 8 委託料 245,927 (内扶助的経費 212,905 事務費 33,022)	需用費 15 委託料 272,831 (内扶助的経費 238,830 事務費 34,001)	需用費 15 委託料 272,831 (内扶助的経費 238,830 事務費 34,001)
事業費計	207,707	215,059	276,579	245,935	272,846	272,846
職員従事者数(人・年) B	1.8	1.8	1.2	1.0	1.0	1.0
うち臨時職員	0.3	0.3	0.3	0.2		
概算人件費 C (C=B×6,700千円)	12,060	12,060	8,040	6,700	6,700	6,700
概算コスト A＋C	219,767	227,119	284,619	252,635	279,546	279,546
財源	219,767	227,119	284,619	252,635	279,546	279,546
国・県支出金						
起債						
その他特財						
一般財源	219,767	227,119	284,619	252,635	279,546	279,546
（内交付税措置）						

H29までは決算額、H30は決算見込み額、R1以降は予算額で記載しています。

２ 事業の実績、成果

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度（見込）
活動実績		対象者 22,708人 電車68.21% タクシー16.58% バス15.13% ケーブル0.08%	対象者(発送)数 23,924人 電車33.25% タクシー18.86% バス30.68% 介護用品13.06% 駐車場・文化施設等4.15%	対象者(発送)数 23,210人 電車31.71% タクシー21.47% バス28.64% 介護用品13.36% 駐車場・文化施設等4.82%	対象者(発送)数 24,560人
成果実績	数値指標による成果	交付率 95.7%	使用率91.0% 公共交通機関以外の使用率 17.21%	使用率93.7% 公共交通機関以外の使用率 18.18%	
	数値で表せない成果				

３ 事業の必要性、有効性、効率性等

□ 市民の日常生活に不可欠	■ 市民の日常生活に不可欠ではない
必要性	本来、市が関与すべき事業か？時代やニーズの変化により、事業の必要性が薄れていないか？この事業を廃止した場合、重大な支障があるか？など 平成27年度から28年度にかけて、アンケート調査やタウンミーティング、ティーミーティング、ワークショップ、介護保険運営協議会等において市民、専門職、学識経験者等の声を聴き、事業内容を検討した上で実施している事業である。
有効性 妥当性	事業目的に対して成果は十分でているか？他都市の水準と比較したとき、サービスの対象範囲や水準を見直す余地はないか？など 使用率が93.7%（配布者数からの率）と高く、ある程度の成果はあるが、他市町の高齢者への移動支援と比較すると、１人あたりの支援額が高額である。
効率性	成果を低下させず、コストを削減することができるか？外部委託など、民間の活用により業務を効率化できるか？手順や手続等の簡素化で、業務を効率化できるか？適切な受益者負担を行っているか？など 業務の専門性と効率化のため、民間に業務委託しており、実績を踏まえて事務経費の削減に努めている。また、対象者に一定の制限を設け、対象年齢を２年毎に１歳ずつ７５歳まで引き上げている。
その他（事業の先進性や独自性などシティプロモーションに寄与するか、また、過去に議会で一般質問や要望があった場合など特筆すべき内容を記入してください。）	
他市で類のない事業であるため事業の独自性はある。 しかし、事業費総額に占める事務経費の割合が高いため、費用対効果の観点から議会で経費節減の意見が出ている。	

４ 事業の課題（現在生じている課題、今後継続するにあたり懸念される課題等）とその改善策

「スルッとKANSAI」が平成29年3月31日で発売終了となり、鉄道券単体での交付が不可能となったことも「クーポン券交付事業」に変更した大きな要因の一つである。この事業形態においては、削減できない費用（扶助費的経費、クーポン券印刷、発送代等）が事業経費の多くを占めるため、大幅な経費節減が難しい。

５ 事業の沿革、変遷等

・平成8年　電車・バスの助成（10,000円分/人）
・平成9年　タクシー券追加
・平成13年　15,000円/人に増額
・平成19年　生駒山麓公園温水プール追加
・平成21年　近鉄生駒ケーブル・スーパー銭湯追加、10,000円/人に減額
・平成23年　生駒山麓公園温水プール廃止
・平成25年　スーパー銭湯廃止
・平成29年　「生きいきカード」に変えて、「生きいきクーポン券(500円×20枚/人)」を交付開始

【事業診断】

今後の方向性	□ 廃止　□ 改善のうえ継続　■ 現状で継続

【事務事業の改善案】

改善案の区分	具体案
サービスの範囲・水準の見直し	市の財政状況から交付の削減が必要となれば、千円単位の削減等が考えられるが、事業経費全体に占める事務的経費の割合が高まることになり、検討が必要である。 例：1，000円減額で約2，400万円程度の経費削減が見込める。
実施手法の改善	
受益者負担の改善	
その他の改善	

改善案の実施時期	□ 令和元度中 □ 令和2年度中 □ 令和3年度以降	実施目標年度	年度
		(31年度までに実施できない理由を記載してください。)	
コストの改善方向	事業費	□ 増加　■ 維持　□ 削減	
	人員	□ 増加　■ 維持　□ 削減	

【総合所見】

タウンミーティングやワークショップ等により時間をかけて市民の意見を聴いた上で事業内容を「生きいきカード」の交付から「生きいきクーポン券」の交付に変更した。また、今後の高齢者増加による財政負担の軽減を図るため、対象年齢の段階的な引き上げも実施するなど、事業の有効性・持続性を検討したものである。

事業カルテ

担当課	高齢施策課

事業名	足湯施設の運営
予算費目	款 3 項 1 目 4 事業 13

1　事業概要

根拠法令等	有（実施義務があるもの）	法令等の名称
	有（規定はあるが義務ではないもの）	
	無（法的根拠はないが、国、県等の指導、要請等に基づくもの）	
	■ 無（市独自の事業）	
国／県の基準	有（国／県の基準（費用負担割合）どおり実施）	
	有（国／県の基準はあるが、市独自基準（費用負担割合）で実施）	
	（国／県の基準）	
	（市独自基準）	
上位計画等の位置づけ	有 上位計画等の名称	
	■ 無	
事業期間	事業開始年度　8 年度	※裏面「5 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。
	事業終了年度　設定有り　年度まで	■ 終了年度の設定はない
他市の実施状況	■ 他市では全く事例がない。	他市の状況（具体的に）
	他市でも実施しているが事例は少ない。	
	全ての市ではないが、多くの市で実施している。	
	全ての市が実施している。	
国、県、民間での類似事業の有無	無し ■ 有り（　国　県　■ 民間　）	
目的・意図（期待できる効果）	（当該事業を実施することによって何をめざすのか） 小瀬保健福祉ゾーン内の温泉の有効活用を図り、もって市民の福祉と健康増進に寄与するために実施している。近隣住民等の憩いの場であるとともに、ハイキングやウォーキングの休憩場所としても利用されている。また、観光雑誌の「るるぶ」にも掲載されており、シティプロモーションの一環として、また、市の観光スポットとしてアピールできる。	
事業の概要（全体計画）	事業の対象　市民及び近隣住民等　（対象数:　）	
	総事業費（平成 27 ～ 令和 2 年度）　66,824 千円	
	・足湯施設を運営 足湯：年中無休,10時～18時　温泉スタンド：年中無休,10時～19時,100Lにつき100円 ・温泉・井水設備の管理 温泉は足湯の他に「特別養護老人ホーム延寿」及び「介護老人保健施設優楽」に供給販売（1㎥＝391円）・井水は延寿及び優楽にトイレ水として提供しているが、これらの設備の管理を行っている。	

事業費（千円）A	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
内訳	消耗品 16 燃料費 675 光熱水費 3,306 修繕料 1,636 役務費 16 委託料 5,193	消耗品 0 燃料費 544 光熱水費 3,129 修繕料 1,571 役務費 16 委託料 5,590	消耗品 0 燃料費 706 光熱水費 3,326 修繕料 777 役務費 17 委託料 5,536	消耗品 6 燃料費 751 光熱水費 3,301 修繕料 1,016 役務費 16 委託料 5,665 備品購入費 152	消耗品 10 燃料費 605 光熱水費 3,347 修繕料 1,860 委託料 6,109	消耗品 10 燃料費 605 光熱水費 3,347 修繕料 1,860 委託料 6,109
事業費計	10,842	10,850	10,363	10,907	11,931	11,931
職員従事者数(人・年) B	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
うち臨時職員						
概算人件費 C（C=B×6,700千円）	1,340	1,340	1,340	1,340	1,340	1,340
概算コスト A＋C	12,182	12,190	11,703	12,247	13,271	13,271
財源	12,182	12,190	11,703	12,247	13,271	13,271
国・県支出金						
起債						
その他特財	5,800	7,073	8,189	7,532	8,188	8,188
一般財源	6,382	5,117	3,514	4,715	5,083	5,083
（内交付税措置）						

H29までは決算額、H30は決算見込み額、R1以降は予算額で記載しています。

2 事業の実績、成果

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度（見込）
活動実績		事業概要にあるとおり。	事業概要にあるとおり。	事業概要にあるとおり。	事業概要にあるとおり。
成果実績	数値指標による成果	・足湯平均利用者数 50名(日) ・温泉スタンド売上43,000円(年) ・延寿・優楽への温泉販売売上 5,660,116円(年) ・光熱水費施設負担 1,370,442円(年)	・足湯平均利用者数 50名(日) ・温泉スタンド売上27,400円(年) ・延寿・優楽への温泉販売売上 6,705,259円(年) ・光熱水費施設負担 1,457,131円(年)	・足湯平均利用者数 50名(日) ・温泉スタンド売上5,400円(年) ・延寿・優楽への温泉販売売上 6,030,002円(年) ・光熱水費施設負担 1,496,827円(年)	・足湯平均利用者数 50名(日) ・温泉スタンド売上33,000円(年) ・延寿・優楽への温泉販売売上 6,765,281円(年) ・光熱水費施設負担 1,390,000円(年)
	数値で表せない成果				

3 事業の必要性、有効性、効率性等

□ 市民の日常生活に不可欠	■ 市民の日常生活に不可欠ではない
必要性	本来、市が関与すべき事業か？時代やニーズの変化により、事業の必要性が薄れていないか？この事業を廃止した場合、重大な支障があるか？など ・他に自治体が足湯(公営浴場は事例有)を運営している事例はなく、コスト面から見ても赤字収支になる事は必至で、市が関与すべき事業ではない。また、市内に公営・民間の浴場も一定数存在し、不可欠な施設とは言い難い。 ・民間施設(延寿・優楽)に温泉水を供給販売し、また、井水をトイレ水として無償提供(設備の電気代は一部施設負担)しているため、これらを廃止した場合、2施設からの反発が予想される。 ※延寿・優楽は、お風呂が温泉水であることを売りに営業しており、その旨をHP等に掲載している。
有効性 妥当性	事業目的に対して成果は十分でているか？他都市の水準と比較したとき、サービスの対象範囲や水準を見直す余地はないか？など 利用者は毎日平均して50人おり、市外からの利用者も年々増えている。市内外の福祉施設のレクレーションの場としての団体利用も週1回程度あり、成果は十分出ていると言える。
効率性	成果を低下させず、コストを削減することができるか？外部委託など、民間の活用により業務を効率化できるか？手順や手続等の簡素化で、業務を効率化できるか？適切な受益者負担を行っているか？など ・コスト削減については、既に管理運営をシルバー人材センターに委託するなどし効率化を図っている。 ・温泉使用料、温泉設備・井水設備の電気代については、優楽・延寿に対し受益者負担を行っている。また、足湯利用者に対しての受益者負担は行っていない。
その他（事業の先進性や独自性などシティプロモーションに寄与するか、また、過去に議会で一般質問や要望があった場合など特筆すべき内容を記入してください。）	

4 事業の課題（現在生じている課題、今後継続するにあたり懸念される課題等）とその改善策

温泉の源泉ポンプが、定期点検の報告によると、数年前からいつ壊れてもおかしくない状況である。ポンプを取り換えた場合、少なくとも1,000万円程度かかる(原状のもの同等品と取り換えた場合は数千万かかる)。源泉ポンプ以外にも、毎年設備の修繕・取替が発生しており、今後老朽化に伴い、これらのコストが増大することが見込まれる。

5 事業の沿革、変遷等

・当該地は、市街化調整区域のため、平成8年度ゾーン整備計画時に、県開発審査会の議を経た後、開発行為許可を取得。その後、ゾーン造成中に温泉活用も含めて開発を行うこととなる。
・H12 温泉設備設置工事 H13 井水設備設置工事 H13特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設 開所
・H18.1 足湯施設開所

【事業診断】

今後の方向性	□ 廃止　□ 改善のうえ継続　■ 現状で継続

【事務事業の改善案】

改善案の区分	具体案
サービスの範囲・水準の見直し	
実施手法の改善	
受益者負担の改善	
その他の改善	

改善案の実施時期	□ 令和元度中 □ 令和2度中 □ 令和3度以降	実施目標年度	年度
		(31年度までに実施できない理由を記載してください。)	
コストの改善方向	事業費	□ 増加　■ 維持　□ 削減	
	人員	□ 増加　■ 維持　□ 削減	

【総合所見】

・利用者が引き続き見込まれること及び延寿・優楽へのコスト負担等の影響を鑑みて、足湯施設・温泉設備及び井水設備について、引き続き現状のまま管理することが望ましいと考える。
・温泉の源泉ポンプが故障した場合は、修繕に非常に大きな費用を要するため、廃止も含めて検討する必要がある。
※延寿・優楽共に、市の温泉及び井水がなくなった場合でも、上水で対応できるよう工事済。

事業カルテ

担当課	市民活動推進センター

事業名	マイサポいこま(生駒市民が選択する市民活動団体支援制度)
予算費目	款 2 項 1 目 8 事業 17

1 事業概要

根拠法令等	☐ 有(実施義務があるもの) ☐ 有(規定はあるが義務ではないもの) ☐ 無(法的根拠はないが、国、県等の指導、要請等に基づくもの) ☑ 無(市独自の事業)	法令等の名称 生駒市民が選択する市民活動に対する支援に関する条例
国/県の基準	☐ 有(国/県の基準(費用負担割合)どおり実施) ☐ 有(国/県の基準はあるが、市独自基準(費用負担割合)で実施) (国/県の基準) (市独自基準)	
上位計画等の位置づけ	☑ 有 上位計画等の名称 生駒市総合計画 ☐ 無	
事業期間	事業開始年度 23 年度 ※裏面「5 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。 事業終了年度 ☐ 設定有り 年度まで ☑ 終了年度の設定はない	
他市の実施状況	☐ 他市では全く事例がない。 ☑ 他市でも実施しているが事例は少ない。 ☐ 全ての市ではないが、多くの市で実施している。 ☐ 全ての市が実施している。	他市の状況(具体的に) 当市のほか4自治体で同様の制度を運用している。 (愛知県一宮市、大分県大分市、千葉県八千代市、大阪府和泉市)
国、県、民間での類似事業の有無	☑ 無し ☐ 有り (☐ 国 ☐ 県 ☐ 民間)	
目的・意図(期待できる効果)	(当該事業を実施することによって何をめざすのか) 市民活動団体の財政的支援の拡充を図るとともに、市民活動団体が提案する事業に対して、市民が支援したい事業を選択することで、市民活動への理解や関心を高め、より多くの市民参画と、より積極的かつ継続的な市民活動を促進することを目的としている。	
事業の概要(全体計画)	事業の対象 18歳以上の市民 (対象数: 10万人) 総事業費 (平成 27 年度 ~ 平成 32 年度) 38,709 千円 市内で活動しているボランティア・NPOが提案する公益性のある事業(市民を主な対象とする)を、審査会での要件審査を経て、支援対象事業として公表する。 市民は一定額の支援金の権利を持ち、公表された支援対象事業の中から、自分が支援したいと思う事業を選択し届出を行う。その結果に基づき、申請団体への支援金額(補助金額)を決定する。 団体は事業実施後、市へ実績報告を行い、審査会での承認を得た後に補助金額を確定し、市から補助金の交付を受ける。 なお、この制度は団体の運営を補助するものではなく、提案された事業に対する補助である。	

事業費(千円)A	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
内訳	報酬…210千円 報償費…128千円 旅費…67千円 消耗品費…170千円 食糧費…1千円 印刷製本費…1954千円 通信運搬費…147千円 委託料…551千円 負担金及び交付金…3290千円 積立金…105千円	報酬…210千円 報償費…3千円 旅費…27千円 印刷製本費…1864千円 通信運搬費…96千円 委託料…709千円 負担金及び交付金…2639千円 積立金…106千円	報酬…168千円 報償費品…50千円 消耗品費…205千円 印刷製本費…2379千円 通信運搬費…90千円 委託料…130千円 負担金及び交付金…3323千円 積立金…549千円	報酬…196千円 報償品…19千円 消耗品費…93千円 印刷製本費…1555千円 通信運搬費…138千円 委託料…248千円 負担金及び交付金…2826千円 積立金…363千円	報酬…252千円 消耗品費…128千円 印刷製本費…1556千円 通信運搬費…146千円 委託料…92千円 負担金及び交付金…5300千円 積立金…1千円	報酬…252千円 消耗品費…128千円 印刷製本費…1556千円 通信運搬費…146千円 委託料…92千円 負担金及び交付金…4450千円 積立金…1千円
事業費計	6,623	5,654	6,894	5,438	7,475	6,625
職員従事者数(人・年) B	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
うち臨時職員						
概算人件費 C (C=B×6,700千円)	13,400	13,400	13,400	13,400	13,400	13,400
概算コスト A+C	20,023	19,054	20,294	18,838	20,875	20,025
財源	20,024	19,054	20,293	18,838	20,925	16,675
国・県支出金						
起債						
その他特財						
一般財源	20,024	19,054	20,293	18,838	20,925	16,675
(内交付税措置)						

H29までは決算額、H30は決算見込み額、R1以降は予算額で記載しています。

２ 事業の実績、成果

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度（見込）
活動実績		団体対象に説明会、募集 審査会の開催 制度啓発 ①紹介冊子の配布(49,000部) ②団体による駅前街頭啓発 ③ベルステージでのPRイベント開催 ④事業PR動画の作成 ⑤自主学習グループやスポーツ振興課が把握している体育団体に対して周知 事業への助言	団体対象に説明会、募集 審査会の開催 制度啓発 ①紹介冊子の改定、発行(48,000部) ②団体による駅前街頭啓発 ③市内各地での出前受付、事業啓発 事業への助言	団体対象に説明会、募集 審査会の開催 制度啓発 ①紹介冊子の改定、発行(48,000部) ②市内各地での出前受付、事業啓発 事業への助言	団体対象に説明会、募集 審査会の開催 制度啓発 ①紹介冊子の改定、発行(48,000部) ②市内各地での出前受付、事業啓発 事業への助言
成果実績	数値指標による成果	支援団体数…25団体 届出者数…5,344人 届出率…5.38% 交付額…2639千円 基金積立額…106千円	支援団体数…25団体 届出者数…9,129人 届出率…9.18% 交付額…3323千円 基金積立額…549千円	支援団体数…30団体 届出者数…8,651人 届出率…8.71% 交付額…2826千円 基金積立額…363千円	支援団体数…15団体
	数値で表せない成果	市内のNPOにチラシを配布し、制度利用を促した。その結果、日頃は共益活動を行っている団体に公益活動の必要性を伝え、持ち前の知識や技術を社会貢献に使うことの重要性を伝えることができた。	職員が出前受付で制度の啓発を行ったことで、市民活動への関心が薄い市民に対して、直接市民活動への理解や関心を高められた。	・団体に自立、発展の重要性を伝え、助成金に頼らずに活動を持続できるように助言を行っている。 ・出前受付で、本制度だけでなくセンターやNPOの紹介を行ったことで、ボランティア依頼の相談件数が増加するなど、協働のきっかけとなっている。	・これまで本制度を活用していた団体が、民間の助成金獲得に挑戦したり、本制度の活用によって、目的を達成されたり、自立や発展の要素を得て、マイサポを卒業された団体も生まれている。

３ 事業の必要性、有効性、効率性等

☑ 市民の日常生活に不可欠　☐ 市民の日常生活に不可欠ではない

必要性	**本来、市が関与すべき事業か？時代やニーズの変化により、事業の必要性が薄れていないか？この事業を廃止した場合、重大な支障があるか？など** 生駒市自治基本条例及び第6次総合計画に規定される市民参画・協働のための市民活動支援として実施しているものである。市民活動を継続するには何らかの資金調達が必要となるが、それは容易なことではない。そのため、資金調達に加え、自立・発展的な活動を目指していただくことも含め本制度で支援している。 また、将来的に行政では行き届かない領域の公共サービスを市民活動団体が担うためには、今後も市が必要に応じて一定の財政的支援を行うことが必要であると考える。
有効性 妥当性	**事業目的に対して成果は十分でているか？他都市の水準と比較したとき、サービスの対象範囲や水準を見直す余地はないか？など** 平成29年度後半から支援対象事業を実施する団体に個別サポートを行い、少しずつ団体の組織力が上がっている。団体の構成員がチームとして役割分担し事業に取組むことや、広報活動、書類作成、会計処理などについて担当コーディネーターがアドバイスするなどし、サポートしている。
効率性	**成果を低下させず、コストを削減することができるか？外部委託など、民間の活用により業務を効率化できるか？手順や手続等の簡素化で、業務を効率化できるか？適切な受益者負担を行っているか？など** 主な業務としては、「支援団体への助言」「申請・報告書の確認」「一般市民への制度啓発」「届出者の要件確認」などがある。届出者の要件確認作業はシステム利用などで簡素化を図っている。これらの業務を通じて市が団体をサポートし、団体の組織力が向上すれば制度利用からの卒業となるが、新たな団体が参加すればまた一からのサポートとなるため業務量が減ることはあまり期待できない。

その他（事業の先進性や独自性などシティプロモーションに寄与するか、また、過去に議会で一般質問や要望があった場合など特筆すべき内容を記入してください。）

企画総務委員会で「本来自立を促すべき事業なので、そのための運用にしてもらいたい」といった要望や、「補助率が1/2では、団体の負担になるのではないか」という質問がある。

４ 事業の課題（現在生じている課題、今後継続するにあたり懸念される課題等）とその改善策

・提案した団体だけでなく、一般市民にも市民活動への関心をもって、活動に参加していただくことがねらいであるが、届出率（期間中に支援したい団体を選択し届出された率）がなかなか上がらない。
⇒支援対象事業の紹介と届出用紙を冊子にしたものを広報いこまちと同時に全戸配布。
　職員等が、イベント開催時等に会場に出向き、出前受付など直接的にPR。
・団体への支援金（補助金）以外に、市民啓発のための経費（印刷製本費や人件費）がかかる。
⇒本制度の趣旨からすると必要な経費ではある。
・補助をし続けるのではなく、提案した団体の自立や発展を念頭にサポートしているが、元々、事業収入を得ることが難しい公益活動を行っている団体へのサポートは長期化しやすい。

５ 事業の沿革、変遷等

平成22年度…たけモニ・パブコメの実施(12月～2月)、条例制定(3月24日)。
平成23年度…制度運用開始、公開プレゼン、団体の事業PR動画の公表。
平成24年度…1%支援制度シンポジウム開催、マイサポ団体の意見を聞く「合同ミーティング」の開催。
平成26年度…マイサポ団体の意見を聞く「第2回合同ミーティング」の開催。
平成27年度…マイサポいこまシンポジウムの開催。市内NPOに対してアンケートを行い、制度内容の見直しを検討。
平成28年度…生駒駅前啓発イベントの実施。次年度説明会の回数増加。市内NPOに制度PRチラシ配布。
平成29年度…提出書類の一部簡素化。紹介PR動画を廃止し、PR物品提供。出前受付実施により届出率が過去最高に。
平成30年度…団体との個別ヒアリングによるサポートを実施。出前受付実施。

【事業診断】

今後の方向性	☐ 廃止　☑ 改善のうえ継続　☐ 現状で継続

【事務事業の改善案】

改善案の区分	具体案
サービスの範囲・水準の見直し	支援団体に対して、自立・発展的な活動を目指していただけるようにサポートを行い、また支援対象事業を実施する新たな団体の掘り起こしを行いたい。
実施手法の改善	紹介冊子については、見やすさや目を惹くような構成を重視しつつ、より経費削減に努めるほか、出前受付の見直しなどさらなる事務改善に取り組む。 また、支援団体が自ら活動ＰＲを行い、支援金希望額に達成できるよう、引き続き個別にアドバイスを行う。
受益者負担の改善	支援金額は、対象となる経費を精査したうえで、生駒市補助金制度に関する指針により、対象経費の1/2又は届出による金額のどちらか低い額と設定している。 引き続き、現行の運用を基本として市民活動団体への一定の財政的支援を行いたい。
その他の改善	制度見直しためのアンケート等の実施を検討している。

改善案の実施時期	☐ 令和元年度中 ☐ 令和2年度中 ☑ 令和3年度以降	実施目標年度	令和3年度
		(31年度までに実施できない理由を記載してください。) アンケート等の手法で団体意向調査を実施し、運用だけの見直しであれば令和2年度から実施できるが、条例改正等が必要なものであれば令和3年度からとなる。	
コストの改善方向	事業費	☐ 増加　☑ 維持　☐ 削減	
	人員	☐ 増加　☑ 維持　☐ 削減	

【総合所見】

　本制度は、一般的な助成金制度とは違い、市民が支援したい団体を選択するプロセスを通して様々な市民活動があることを知り、活動に参加するきっかけとなるものです。
　市民からの届出により支援金額が決まるため、活動ＰＲや会計処理などの組織力を向上させる効果があり、自らの活動をうまく伝えることで活動のファンや活動メンバーの獲得、また、新たな活動団体の発掘などの可能性を持つ制度となっています。
　しかしながら、一般市民からの安定的な届出が少なく、ＰＲ不足の団体は支援金希望額に届かず、当初の予定より事業の規模を縮小するか自主財源を多く投入して事業実施されるケースも複数見受けられます。
　枠組みは非常によい制度ではあるが、課題もあり、令和2年度で制度開始から10年目を迎えるにあたり、団体等の意向も踏まえつつ、本制度について改めて見直す方向で進めていくものです。

事業カルテ

担当課	商工観光課

事業名	中小企業融資制度
予算費目	款 5 項 2 目 2 事業 11

1 事業概要

根拠法令等	☐ 有(実施義務があるもの) ■ 有(規定はあるが義務ではないもの) 法令等の名称 ◇中小企業信用保険法 ◇信用保証協会法 ☐ 無(法的根拠はないが、国、県等の指導、要請等に基づくもの) ☐ 無(市独自の事業)
国／県の基準	☐ 有(国／県の基準(費用負担割合)どおり実施) ☐ 有(国／県の基準はあるが、市独自基準(費用負担割合)で実施) (国／県の基準) (市独自基準)
上位計画等の位置づけ	■ 有 上位計画等の名称 第6次生駒市総合計画(5-2-1商工観光) ☐ 無
事業期間	事業開始年度 21 年度 ※裏面「5 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。 事業終了年度 ☐ 設定有り 年度まで ■ 終了年度の設定はない
他市の実施状況	☐ 他市では全く事例がない。 ☐ 他市でも実施しているが事例は少ない。 ☐ 全ての市ではないが、多くの市で実施している。 ■ 全ての市が実施している。 他市の状況(具体的に) ・別紙のとおり
国、県、民間での類似事業の有無	☐ 無し ■ 有り (☐ 国 ■ 県 ☐ 民間)
目的・意図(期待できる効果)	(当該事業を実施することによって何をめざすのか) 1 保証料補助金～中小企業者の金融の円滑化とその育成を図るため、その事業に必要な設備資金又は運転資金の融資のあっせん等を行うことにより、企業の経営安定化が見込められる。 2 利子補給金～中小企業者の金融上の負担を軽減することにより、経営の合理化、設備の近代化等その経営基盤の強化が見込められる。 3 損失補償～中小企業者が金融機関から事業資金の融資を受ける際、協会が保証人となり借入れを容易にし、企業の育成を金融の側面から支援する。本市においても協会へ預託金として融資額の一部を負担することにより、企業の安定した経営支援が見込まれる。
事業の概要(全体計画)	事業の対象 中小企業の事業主及び創業希望者 (対象数:) 総事業費 (平成 27 年度 ～ 令和 2 年度) 106,042 千円 中小企業者の金融の円滑化と育成を図るため、4つの支援を実施。 1 貸付利率2.175%(金融機関)のうち1%を補助 2 奈良県信用保証協会への信用保証料の50%を補助 3 担保と保証人は原則不要 4 専門家である中小企業診断士が様々な課題に対してサポートする「専門家派遣事業」の利用

事業費(千円)A	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
内訳	信用保証料 5,271 利子補給 9,123 損失補償 0	信用保証料 5,019 利子補給 8,751 損失補償 0	信用保証料 4,876 利子補給 8,125 損失補償 0	信用保証料 4,886 利子補給 7,765 損失補償 676	信用保証料 6,000 利子補給 9,860 損失補償 927	信用保証料 5,140 利子補給 8,596 損失補償 927
事業費計	14,394	13,770	13,001	13,327	16,787	14,663
職員従事者数(人・年) B	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
うち臨時職員						
概算人件費 C (C=B×6,700千円)	3,350	3,350	3,350	3,350	3,350	3,350
概算コスト A+C	17,744	17,120	16,351	16,677	20,137	18,013
財源	17,744	17,120	16,351	16,677	20,137	18,013
国・県支出金						
起債						
その他特財						
一般財源	17,744	17,120	16,351	16,677	20,137	18,013
(内交付税措置)				概算 6,463		

H29までは決算額、H30は決算見込み額、R1以降は予算額で記載しています。

2 事業の実績、成果

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度（見込）
活動実績		保証料補給件数：263件 利子補給件数：260件	保証料補給件数：253件 利子補給件数：267件	保証料補給件数：235件 利子補給件数：255件	保証料補給件数：300件 利子補給件数：308件
成果実績	数値指標による成果				
	数値で表せない成果	中小企業者の金融の円滑化と育成が行われた	中小企業者の金融の円滑化と育成が行われた	中小企業者の金融の円滑化と育成が行われた	中小企業者の金融の円滑化と育成が行われた

3 事業の必要性、有効性、効率性等

■ 市民の日常生活に不可欠	□ 市民の日常生活に不可欠ではない
必要性	本来、市が関与すべき事業か？時代やニーズの変化により、事業の必要性が薄れていないか？この事業を廃止した場合、重大な支障があるか？など 本融資制度は、中小企業者等が事業を行う上で、必要な設備資金や運転資金が低利な融資を受けられたり、担保と保証人は不要といったメリットがある。経営が不安定な中小企業者等には必要な支援であり、金融の円滑化を図るための大切な制度である。
有効性 妥当性	事業目的に対して成果は十分でているか？他都市の水準と比較したとき、サービスの対象範囲や水準を見直す余地はないか？など 有効性は、低利な融資を受けることにより、新たな設備導入等の促進をはかり、生産性の向上が見込まれる。また、担保と保証人が不要のため、起業家が融資を受けやすく本市における、創業支援に繋がる。 融資制度の内容や対象は妥当であると考える。なぜなら「信用保証料」については、県下12市全て実施で、本市の補給率は一番低く、「利子補給金」については、県下12市の大半の市で実施しており、補給率は本市と同じ1%となっている。
効率性	成果を低下させず、コストを削減することができるか？外部委託など、民間の活用により業務を効率化できるか？手順や手続等の簡素化で、業務を効率化できるか？適切な受益者負担を行っているか？など 金融機関による融資の審査を経て、市を通して、信用保証協会の審査となる。そのため、市が過大な業務の負担をすることなく、事業を実施できている。
その他（事業の先進性や独自性などシティプロモーションに寄与するか、また、過去に議会で一般質問や要望があった場合など特筆すべき内容を記入してください。）	

4 事業の課題（現在生じている課題、今後継続するにあたり懸念される課題等）とその改善策

特になし

5 事業の沿革、変遷等

本融資制度は、中小企業の金融の円滑化に大きな役割を持っている制度で、奈良県下の市の大半が実施されている。以前、行政改革推進委員会の「補助金等の見直しに関する提言書」で「信用保証料」と「利子補給金」が廃止と評価されたが、継続となった。平成28年度に「信用保証料」と「利子補給金」の見直しを行った。提言書を受けて、起業家支援を主目的とした制度に移行を検討。内容は、評価通り「利子補給金」を廃止し、「信用保証料」を全額補給する。また起業家には、「利子補給金」と「信用保証料」を全額補給するといったものであった。しかし、結果は保留となった。理由は、長く続く制度を急に廃止となると議会等の理解が得られにくいことや県下の市の大半が実施している事業であるためである。なお、「信用保証料」については、県下12市全て実施で、本市の補給率は一番低い。「利子補給金」については、大半の市で実施。補給率は本市と同じ1%となっている。

【事業診断】

今後の方向性	□ 廃止　□ 改善のうえ継続　■ 現状で継続

【事務事業の改善案】

改善案の区分	具体案
サービスの範囲・水準の見直し	
実施手法の改善	
受益者負担の改善	
その他の改善	

改善案の実施時期	□ 令和元年度中 □ 令和2年度中 □ 令和3年度以降	実施目標年度	年度
		(31年度までに実施できない理由を記載してください。)	
コストの改善方向	事業費	□ 増加　□ 維持　□ 削減	
	人員	□ 増加　□ 維持　□ 削減	

【総合所見】

経営基盤の弱い中小企業者や新たに創業を考えている起業家は、金融機関に対しても信用度が低い。本市が行う融資制度は事業者と金融機関、信用保証協会の関係機関が連携し、支援を行っている。本市が実施している融資制度を使うことで、様々な支援を受けることが出来、安心して事業を行うことが可能となる。また、奈良県、県内全ての12市も融資制度を実施しており、関係機関が一丸となって中小企業者や起業家の支援を継続して行うことで、本市の経済の活性化に繋がる。以上の理由により引き続いて実施が必要と考える。